消費生活センター情報 くらしのたより

「エシカル消費」を始めませんか

「エシカル消費」とは、「人や社会、環境に配慮し たものやサービスを選んで消費すること」で、安 心・安全や品質、価格に次いで「第4の尺度」といわ れています。

商品やサービスを選ぶときに、その生産背景を 知り、環境負荷の低いものを選んで買うという行 動は、エシカル消費の実行といえるでしょう。

また、私たちは当たり前のように水や電気を使 い、毎日を過ごしていますが、地球の資源は限りが あります。必要以上のものを買わず、ゴミを出さな い、一度使ったものを繰り返し使う、資源として使 えるものを再利用するなど、日常生活でできるこ とはたくさんあります。

この機会に、改めてエシカル消費について考え てみましょう。

間市消費生活センター(生活支援相談課内) **☎**(582)1146 **☎**(582)1138

「もりやま環境かるたで 遊ぼう♪ 学ぼう♪」の 動画が完成しました

守山市ごみ・水環境問題市民会議が環境やごみ 問題をテーマに映像を作成し、市内小学校に配布し ました。お子さまから大人まで楽しみながら環境や ごみ問題を学べる内容です。動画は市公式YouTube で公開しているほか、映像内に出てくる「守山環境か るたしは市ホームページからダウンロードできます。









問環境政策課 ☎(584)4691 ☎(584)4818

リユースセンターが 移転しました

これまで環境センター内にあったリユースセン ターが、もりやまエコパーク交流拠点施設内に移 転しました。リユースセンターでは、粗大ごみの 中からまだ使えるものを市民の皆さまに無料で提 供しています。食器類、キッチン用品、小物など がありますので、ぜひご利用ください。

利用は平日のみで、1ヵ月に1人1品に限ります。 家電リサイクル法の対象品目などは取り扱ってい ません。また、リユース品の持ち込みは受け付け ていません。



固ごみ減量推進課 **☎·3**(584)4692 **3**(584)4818

10月1日(金)から事業系の ごみの取り扱いが変わります

10月1日(金)から「事業系破砕ごみ(廃プラス チック類など)」は、法律に基づき産業廃棄物とし て取り扱うため、環境センターでの受け入れを行 いません。

「事業系焼却ごみ」は「事業系一般廃棄物」として 環境センターで処理を行います。搬入手数料は「事 業系焼却ごみ」と同じ210円/10kgです。

| 現行区分 | 10月1日以降の 取り扱い |
|------------------------------|--|
| 事業系焼却ごみ ・ 厨芥類 ・ 紙くず ・ 木くず など | 環境センターで事業系 一般廃棄物として処理 します |
| 事業系破砕ごみ ・プラスチック類 など | 産業廃棄物として取り 扱うため、環境センター では受け入れません |

固ごみ減量推進課

☎·3(584)4692 **3**(584)4818